

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

(職務の区分)

第三条 短時間勤務会計年度任用職員の職務は、次の各号に掲げるものとし、当該職務に従事する者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- 二 教育職 教育業務に従事する者
- 三 医療職 衛生管理業務に従事する者
- 四 専門事務職 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- 五 専門教育職 専門的な教育業務に従事する者
- 六 専門研究職 専門的な研究業務に従事する者
- 七 専門医療職 専門的な衛生管理業務に従事する者
- 八 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

2 前項各号に掲げる職務に該当する具体的な職については、人事委員会規則で定める。
(基本報酬等)

第四条 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、給料表適用職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第六条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。）の給料との均衡を考慮して人事委員会規則の定めるところにより決定する。

2 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第九条第一項に規定する調整額表により

算出された調整額の支給を受ける職員の例により、当該調整額に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

3 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第九条の二に規定する初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該初任給調整手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

4 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十一条の二及び第十一条の三に規定する地域手当の支給を受ける職員の例により、当該地域手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

5 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十四条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該特殊勤務手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるものとする。

6 第一項から前項までの報酬(前項の特殊勤務手当に相当する報酬のうち、勤務一月につき支給することと定められているもの以外のもの(以下「月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬」という。))を除く。)は、月額又は時間額のいずれかで支給するものとする。

7 月額支給以外の特殊勤務手当相当報酬は、第九項の規定により定める月額、月額又は時間額に加えてそれぞれ支給するものとする。

8 第一項の基本報酬の額は、月額で支給する場合には、一日当たり、別表上欄に掲げる職務の区分ごとに、同表中欄に掲げる基礎日額から同表下欄に掲げる上限日額までの範囲内において支給するものとする。ただし、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。))第十七条第一項に基づき定められた一日の勤務時間(以下「定められた勤務時間」という。))が七時間四十五分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、一日当たり、当該基礎日額及び当該上限日額を考慮して人事委員会規則で定めるものとする。

9 第六項の日額、月額及び時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 日額 第一項の基本報酬の額に第二項の調整額に相当する報酬の額及び第四項の地域手当に相当する報酬の額を加えて得た額を百五十五で除して得た額(以下「基礎報酬時間額」という。))に定められた勤務時間数を乗じて得た額(以下「基礎報酬日額」という。))、第三項の初任給調整手当に相当する報酬の額を百五十五で除して得た額(以下「初任給調整手当相当報酬の加算時間額」という。))に定められた勤務時間数を乗じて得た額(以下「初任給調整手当相当報酬の加算日額」という。))及び第五

項の特殊勤務手当に相当する報酬（勤務一月につき支給することと定められているものに限る。）の額を百五十五で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算時間額」という。）に定められた勤務時間数を乗じて得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算日額」という。）の合計額

二 月額 基礎報酬日額に人事委員会規則で定める年間の勤務日数（以下「年間勤務日数」という。）を乗じて十二で除して得た額（以下「基礎報酬月額」という。）、初任給調整手当相当報酬の加算日額に年間勤務日数を乗じて十二で除して得た額（以下「初任給調整手当相当報酬の加算月額」という。）、及び特殊勤務手当相当報酬の加算日額に年間勤務日数を乗じて十二で除して得た額（以下「特殊勤務手当相当報酬の加算月額」という。）の合計額

三 時間額 基礎報酬時間額、初任給調整手当相当報酬の加算時間額及び特殊勤務手当相当報酬の加算時間額の合計額

10 基礎報酬時間額、基礎報酬日額、基礎報酬月額、初任給調整手当相当報酬の加算時間額、初任給調整手当相当報酬の加算日額、初任給調整手当相当報酬の加算月額、特殊勤務手当相当報酬の加算時間額、特殊勤務手当相当報酬の加算日額及び特殊勤務手当相当報酬の加算月額の算定において生じる端数及びその処理方法については、人事委員会規則で定める。

（時間外勤務等に係る報酬）

第五条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には給与条例第十五条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を、定められた勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には給与条例第十七条に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には給与条例第十七条の二に規定する宿日直手当の支給を受ける職員の例により当該宿日直手当に相当する報酬をそれぞれ支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬又は夜間勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 日額による支給の場合 当該日額を定められた勤務時間数で除して得た額

二 月額による支給の場合 当該月額に任用期間（法第二十二条の二第二項の規定により任命権者が定める任期をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を定められた勤

務時間数に任用期間に係る勤務日数を乗じたもので除して得た額

三 時間額による支給の場合 当該時間額

(期末手当)

第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二項において同じ。))以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額

二 月額による支給の場合 基礎報酬月額

三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額

2 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第十八条の二及び第十八条の三の規定を準用する。

(費用弁償)

第七条 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、給与条例第十二条に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償は、人事委員会規則で定める場合を除き、一日当たりの所要額に対して支給する。

3 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。

4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。

5 第三項の規定により支給する費用弁償の額については、職員の旅費に関する条例(昭

和二十八年広島県条例第二十三号)の定めるところによる。

6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第六条第十二項に規定する支度料を除く。)の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。(報酬等の支給方法)

第八条 報酬及び費用弁償(前条第一項の費用弁償に限る。)の支給日は、人事委員会規則で定める。

第九条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員には、その育児休業をしている期間については、この条例に定める給与は支給しない。ただし、それぞれの期末手当基準日に育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当基準日以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある短時間勤務会計年度任用職員については、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給するものとする。

3 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第十七条第二項に規定する年次有給休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合(人事委員会規則で定める場合に限る。)を除き、報酬を日額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき第五条第二項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を月額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第二号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬を、報酬を時間額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第三号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額した報酬をそれぞれ支給する。

(休職者の給与)

第十条 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)第二条の二第一項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援

護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（第四条第三項及び第五項の報酬を除く。）の全額を支給する。

3 短時間勤務会計年度任用職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

4 短時間勤務会計年度任用職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（第四条第三項及び第五項の報酬並びに第六条の期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

（給与からの控除）

第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。

（実施規定）

第十二条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準）

2 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。

（企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償）

3 地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員である短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償に関しては、この条例の費用弁償に関する規定を準用する。

別表（第四条関係）

職 務	基礎 日 額	上 限 日 額
事務職	七、二〇〇円	一一、七〇〇円
教育職	七、九〇〇円	一三、九〇〇円

医療職	七、四五〇円	一二、六〇〇円
専門事務職	一一、五〇〇円	一五、七〇〇円
専門教育職	八、七〇〇円	一四、三五〇円
専門研究職	九、七〇〇円	一六、五五〇円
専門医療職	一一、一〇〇円	二一、〇五〇円
高度専門職	一八、七〇〇円	四一、五〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万三千九百円と、教育職については一万六千四百五十円と、医療職については一万六千七百円と、専門事務職については一万七千五百円と、専門教育職については二万八百円と、専門研究職については一万七千二百五十円と、専門医療職については二万四千三百五十円とする。